

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市安心見守りネットワーク会議
根拠法令等	川崎市地域見守りネットワーク事業実施要綱
設置年月日	平成25年5月29日
所掌事務	川崎市では、「川崎市地域見守りネットワーク事業」として、平成24年11月1日から事業を実施しています。 協力事業者と行政関係者の情報交換と共有により、効果的なネットワークの構築及び見守り活動の推進を目的として、「川崎市安心見守りネットワーク会議」を開催します。
委員数	不定（協力事業者を随時拡充しているため）
委員の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協力事業者等（民間事業者等42事業者） ・ 各管区福祉事務所長 ・ 健康福祉局地域福祉部長 ・ 健康福祉局長寿社会部長
会議公開・非公開	非公開
非公開の理由	孤立死等の実例報告により、個人情報扱う可能性があるため、審議会等の会議の公開に関する条例第5条（1）に該当
事務局担当課	<p>①健康福祉局 地域福祉部 地域福祉課</p> <p>②健康福祉局 長寿社会部 高齢者在宅サービス課</p> <p>電 話 ①044-200-2626 ②044-200-2620</p> <p>ファックス ①044-200-3637 ②044-200-3926</p>
ホームページアドレス	<p>① http://www.city.kawasaki.jp/350/soshiki/8-5-1-0-0.html</p> <p>② http://www.city.kawasaki.jp/350/soshiki/8-2-2-0-0.html</p>